



きかんし
☆

ぼくだい

北海道大学教職員組合機関紙

電話 011-746-0967(FAX 共通)／内線 2083・3994

URL: <http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/>

非正規職員に

団交報告

人勧の適用を行わないと回答！

— 11月4日/11日に団体交渉を行う！ —

今年の人勧は、①毎年行っている官民格差の是正と、②「給与制度の総合的見直し」から成ります。①は月例給の平均 0.3%引き上げ（4月に遡及）と、手当のプラス 0.15 月（12月にまとめて実施）という々々の「上げ」勧告でした。もうひとつの「総合的見直し」は、①月例給の平均 2%引き下げ（来年4月から、ただし3年間の現給保障）、②来年1月1日の昇給 1号俸抑制、③寒冷地手当の級地引き下げ（苫小牧など）、を含みます。

組合側の交渉ポジション（姿勢）は、①「総合的見直し」は明らかな不利益変更である、②昇給 1号俸抑制の中止、③寒冷地手当の引き下げはあり得ない、④非正規職員の待遇改悪阻止、に置きました。

交渉の結果、①寒冷地手当の級地が引き下げとなる地域については、引き下げない、②手当が支給されている非正規職員については、同様に増額する（今年の月例給は変更なし）、③非正規職員の月例給は、「総合的見直し」に沿った引き下げをしない、という回答を引き出し、要求は一部実現しました。ただし、「総合的見直し」の全面的中止や昇給 1号俸抑制については、これ以上交渉を続けてもお互いに歩み寄れないと判断したため、交渉を終了することにしました。

なお、年俸制については、制度設計の細部について確認すると共に、月給制と年俸制適用を比較した「モデル」の作成を要求し、年俸制に切り換えた場合でも「不利益が生じない」ことを双方で確認しました。

(東山書記長)

北星学園大学への 卑劣な攻撃に反対する！

朝日新聞の元記者が非常勤講師をしていると言う理由で、北星学園大学へ脅迫や右翼による街宣車が大学におしかけるなどの事態が起きています。

脅迫は元記者の家族にも及んでいます。読売新聞を初め多くの新聞が、大学の自治や言論の自由への挑戦であり、許されないと批判しています。元記者は、従軍慰安婦の証言をもとに新聞記事にしています。一般に、新聞記事は検証せられるべきものであり、ジャーナリストとして責任を問われるのは当然ですが、今回の事態は脅迫であり、言論を用いた暴力です。

従軍慰安婦問題は、朝日新聞の報道のみを根拠としているのではなく、それ以外の多くの証言や事実をもとに明らかにされています。軍隊がこう

した組織を持っていたのは第2次世界大戦中では日本とドイツだけであるのは事実です。それ自体の反道徳性や非人間性や人権抑圧に目を向けずに、個人攻撃をすることには疑問を禁じ得ません。

大学が脅しに屈しないよう、応援する意味を込めた「負けるな北星！の会」（略称マケルナ会）が10月発足しました。この問題を大学の自治、学問の自由の問題としてとらえ、この会の運動を応援したいと思います。こうした点から、同大学学長が非常勤講師の来年3月での雇止めを示唆したこと憂慮し、北星学園大学が北星学園平和宣言（1995年5月23日）の立場を踏まえた判断をすることを希望します。

（羽部委員長）

－集団的自衛権の行使容認と特定秘密保護法について考えます－
集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する

第1回講演会

◇講演：「特定秘密保護法と刑事裁判」

◇講師：白取祐司氏（アピール呼びかけ人）

北海道大学大学院法学研究科教授（刑事訴訟法）

★日時：2014年11月29日（土）13：30～16：00（予定）

★会場：北海道大学人文社会科学教育研究棟（W棟）1階103教室

主催 北海道の大学・高専関係者有志アピールの会ほか



どなたでも
参加
できます！

大学自治の意義と再生の課題を考えましょう！

○ 講師：光本 滋（教育学部班）

○ 演題：「大学ガバナンス改革」を考える

－大学自治の意義と再生の課題－

日時：12月8日（月）18：30から 場所：教育学部3F会議室

戦争をさせない、若者を再び戦場に送らないために

集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対



賛同署名を呼びかけます！

「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する-戦争をさせない、若者を再び戦場に送らないために-北海道の大学・高専関係者有志アピール運動をすすめる会」(略称:「北海道の大学・高専関係者 有志アピールの会」)からの賛同署名のお願い

9月16日に、呼びかけ人共同代表4人及び呼びかけ人86人によるアピールを公表し、記者会見等を行ってきました。その後、呼びかけ人は89人になり、道内の26国公私立大学・短大・高専に及ぶ幅広いものとなっています。現在賛同署名をよびかけています。大学関係者、教育関係者、学生・院生、元教職員、同窓生、大学生協、大学関係9条の会、等々幅広い方々から署名が集まっています。教職員組合員の皆様にも、是非とも協力をお願いする次第です。今後、講演会等（11月29日に、第一弾）を開催し、上記の趣旨に賛同する方々のさらなる広がりを進めていく所存です。署名用紙は、組合にあります。またお寄せいただくメール宛先は、peace.hokkaido@gmail.comです。

【呼びかけ人共同代表】唐渡 興宣・北海道大学名誉教授・元大学院経済学研究科、姉崎 洋一・北海道大学大学院教育学研究院特任教授・名誉教授、加藤 幾芳・北海道大学名誉教授・元大学院理学研究院、山口 博教・北星学園大学経済学部教授 <有志アピールの会・事務局長 姉崎洋一>

労働者派遣法改悪はこんなに問題！

政府は現在、「労働者派遣法」の改正を国会で通過させようとしています。改正法の最大の問題点は、現行法では、企業が同じ業種で派遣を使用できるのは原則1年、最長3年に制限されていますが、改正案では、派遣労働者を取り換えるだけで、何時までも同一業務に派遣労働者を使用できることです。つまり、派遣の恒常化と常用雇用の代替が可能となります。そもそも、労働者派遣法が制定された際には、常用雇用の代替にはしない、臨時の・一時的な業務に限定するという原則があったはずですが、今回の改正案は、この原則と抵触するもので、極めて危険な改正案です。他方で、改正案では、派遣労働者の均衡待遇をいつていますが、法案にあるのは、「均衡を考慮した待遇の確保の際に配慮した内容」を「派遣労働者に説明する」といった実効性のない措置にすぎません。

以上の法改正が実現すれば、派遣の恒久化により、正社員の比率の低下、雇用条件の劣化という形で、間違いない正規雇用にも影響をもたらします。このような方向性が進めば、とりあえず安価な労働力を利用できる個別の企業は歓迎するのでしょうか、労働者の地位は不安定になり、長い目で見れば、日本全体としては労働生産性が低下し、国際競争力を失うことにもつながり、実に憂るべき事態だと考えます。

(法学部班 藤原正則)

どうして来年3月で

働きたいのに

辞めさせられるの？

突然の衆議院解散で廃案の見込みだが、前国会で与野党が対立した法案の一つとなった労働者派遣法改正（悪）案の争点は、「生涯派遣労働者」の誕生を許すか否かにあった。この法案が目論む不安定な雇用と低賃金という働くものの不利益によって企業業績が伸び株価が上昇するのであればこれほど空しい政策はない。これはこれからどこかで始まる問題ではなく北海道大学においても、もうひとつの不安定雇用である非正規雇用職員の雇い止め問題が新しい局面を迎えるようとしている。

毎年、年末に向けたこの時期から非正規雇用職員を採用している教職員に対し当該非正規雇用職員を次年度も継続採用するか否かの調査が始まる。新しい局面というのは2013年4月から労働契約法改正により5年有期雇用で働いた労働者は、期間の定めのない雇用（無期雇用）への転換を申請できることになったことが背景にある。この無期雇用への転換を定めた規定は法律施行の2013年4月以降の労働契約から適用されるため、効力が発生するのは2018年4月以降である。しかし、北

海道大学ではそれに先立つ今年度末（2015年3月）が大きな山場となると考えられる。それは、今年度末が、法律施行から2年に当たり、北海道大学における従来の非正規雇用職員の雇用最長期間とされた3年を2013年3月末に迎えたものの法律施行を受けて2013年4月に雇用延長された非正規雇用職員が今年度末で5年を迎えるためである。

北海道大学のこれまでに、できるだけ問題が起きないように非正規雇用職員を早め早めに雇い止めにしてきており、採用時から5年を迎える職員を今年度末に雇い止めにすることは想像に難くない。全人教育を謳う北海道大学が、このような使い捨てとも言える非正規雇用労働者によって支えられていることに問題の本質があるのだが、今年度末に数多く発生するであろう非正規雇用職員の雇い止めを阻止することは、労働者の権利を守るために重要であるとともに、経験を蓄積した非正規雇用労働者に引き続き働いてもらい大学運営をスムーズに行なうためにも不可欠である。

（工学部班 山形 定）



《組合関連スケジュール》

- 11/20 集団的自衛権行使容認反対全道集会
18:30 市民ホール
- 11/22-23 全大教青年部全国交流集会
- 11/29 連続講演会「特定秘密保護法と刑事裁判」
講師 白取祐司 人文社会科学教育研究棟(W棟)
- 12/8 班書記長会議・引き続いて学習会
18:00 教育学部会議室
- 12/13 全大教非常勤職員交流集会
- 12/26 専修北海道短期大学元学長解雇事件裁判
(第8回期日) 10:30 札幌地裁岩見沢支部

安倍暴走政権はこの国をどこへ？

宮澤・レーン事件

秘密保護法廃止市民集会

『問題提起』：宮澤・レーン事件から
考える特定秘密保護法

齋藤 耕 弁護士・北海道憲法会議事務局長
とき：2014年12月7日【日】

14:00～ 約2時間

ところ：北大学術交流会館1階大会議室
北大生 宮澤弘幸「スパイ冤罪事件」
の真相を広める会